

決議案第3号

「山の根3丁目の条例違反の開発案件」について、神奈川県と連携した
対応を求める決議

逗子市山の根3丁目149-5他で行われている開発行為に端を発した「山の根3
丁目の条例違反の開発案件」では、事業者が逗子市などを訴えた裁判で横浜地方裁判
所の判断が下り、逗子市などの正当性が認められた。

横浜地方裁判所は今回の逗子市が執った「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」
に基づく条例手続の適法性を認めた上で、①事業者の行った開発面積全体が300平
方メートルを超えていること、②「アイズシノキ社」が事業者の設立したダミー会社
と推認され、事業者と「アイズシノキ社」は、「同一又は共同性を有する事業者」に当
たると判断している。

特に、「アイズシノキ社が行った林道設置工事と本件事業は、同一又は共同性を有す
る事業者が所有者が同一であった土地又は隣接した土地において同時若しくは連続し
て行った対象行為に該当する」と判断した部分は、神奈川県宅地造成等規制法の手
続きに影響を与え、当該地を巡る今後の動向に大きな進展をもたらすものである。

よって、逗子市議会は、市長に対して、神奈川県と連携し、速やかに相互の法令手
続きを事業者に対して行うことを求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成25年6月25日

逗子市議会